

医療機関各位

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課

札幌市医療費助成事業(子ども・重度・ひとり親)の制度改正に伴う協力のお願い

日頃より、本市の医療費助成事業に対し特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、本市では「札幌市子ども医療費助成」及び「札幌市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成」について、下記のとおり助成の内容を変更します。

つきましては、変更内容をお知らせいたしますので、事務取扱について御協力をお願い申し上げます。

記

1 変更時期

平成31年4月診療分から

2 対象者

札幌市子ども医療費助成、札幌市重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受給している小学2年生(7歳に達する日後最初の4月1日から8歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者)。

3 変更内容

(1) 子ども医療費助成

変更前

診療内容	住民税課税状況	自己負担額
通院医療費	非課税、課税	助成対象外
入院医療費	非課税	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円
	課税	医療費の1割 (限度額57,600円/月(多数回該当時44,400円/月))

変更後

診療内容	住民税課税状況	自己負担額
通院医療費	非課税、課税	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円
入院医療費	非課税、課税	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円

(2) 重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成
変更前

診療内容	住民税課税状況	自己負担額	受給者証 負担区分
通院医療費	非課税	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	障初、親初
	課税	医療費の1割(限度額3,000円/月(院内処方の場合は6,000円/月))	障課、親課
入院医療費	非課税	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	障初、親初
	課税	医療費の1割 (限度額57,600円/月(多数回該当時44,400円/月))	障課、親課

変更後

診療内容	住民税課税状況	自己負担額	受給者証 負担区分
通院医療費	非課税、課税	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	障初、親初
入院医療費	非課税、課税	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	障初、親初

4 同封書類

- ・札幌市医療費助成制度改正ポスター

【担当課】 〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
TEL011-211-2960